

介護予防・日常生活支援総合事業 の報酬改定について

～ 令和6年4月1日改定 ～

西宮市

基本報酬

	<改定前>	<改定後>
介護予防ケアマネジメント	438単位	⇒ 442単位
予防専門型訪問サービス	(Ⅰ) 週1回程度	1,176単位 ⇒ 1,176単位
	(Ⅱ) 週2回程度	2,349単位 ⇒ 2,349単位
	(Ⅲ) 週2回を超える程度	3,727単位 ⇒ 3,727単位
家事援助限定型 訪問サービス	(Ⅰ) 週1回程度	941単位 ⇒ 941単位
	(Ⅱ) 週2回程度	1,879単位 ⇒ 1,879単位
	(Ⅲ) 週2回を超える程度	2,982単位 ⇒ 2,982単位
予防専門型通所サービス	要支援1・事業対象者	1,672単位 ⇒ 1,798単位
	要支援2	3,428単位 ⇒ 3,621単位

共通事項

(介護予防ケアマネジメント、予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービス、予防専門型通所サービス)

業務継続計画未策定減算

○業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。ただし、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない(※)。

※予防専門型通所サービスについては、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

<現行>	<改定後>
なし	⇒ 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

共通事項

(介護予防ケアマネジメント、予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービス、予防専門型通所サービス)

高齢者虐待防止措置未実施減算

○虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

・虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合

<現行>

なし

⇒

<改定後>

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
(新設)

共通事項

(予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービス、
予防専門型通所サービス)

介護職員処遇改善加算(R6.6.1～)

○介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

<現行>

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
介護職員等ベースアップ等支援加算

⇒

<改定後>

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)
※Ⅴについては、令和7年3月31日まで
算定可。

共通事項

(介護予防ケアマネジメント、予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービス、予防専門型通所サービス)

運営等基準の改定事項

○ 原則として介護予防支援、訪問介護、通所介護に準じた改定となります。詳細は、介護給付費分科会や集団指導の資料を確認してください。

介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントの実施者

○令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施(※)できるようになりました。

しかし、介護予防ケアマネジメントは従前どおり、地域包括支援センター(包括から委託を受けた居宅介護支援事業者を含む)しか実施できませんので、ご注意ください。

※ 指定居宅介護支援事業所が他市の要支援者を実施するためには、他市の介護予防支援の指定を受ける必要がありますので該当市町村へお問い合わせください。

予防専門型通所サービス

一体的サービス提供加算

○身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から見直しを行う。

- ・ 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのいずれも実施していること。
- ・ 栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

<現行>

運動器機能向上加算 225単位/月

選択的サービス複数実施加算Ⅰ 480単位/月 ⇒ 廃止(栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価)

選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700単位/月 ⇒ 一体的サービス提供加算 480単位/月(新設)

<改定後>

⇒ 廃止(基本報酬に包括化)

予防専門型通所サービス

生活機能向上連携加算

○運動器機能向上加算の廃止に伴い、生活機能向上連携加算Ⅱ2(運動器機能向上加算を算定している場合)を廃止する。

<現行>

生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位/月	⇒	現行通り
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位/月	⇒	現行通り
生活機能向上連携加算Ⅱ2	100単位/月	⇒	廃止

<改定後>

事業所評価加算

<現行>

事業所評価加算	120単位/月	⇒	廃止
---------	---------	---	----

<改定後>

予防専門型通所サービス

送迎未実施減算

○利用者に対して、その居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、所定単位数から減算する。

<現行>

なし ⇒

<改定後>

1回(片道)につき47単位を所定単位数から減算する。(新設)

予防専門型訪問サービス

口腔連携強化加算

○ 事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する 新たな加算を設ける。

- ・ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員等に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

<現行>

なし

⇒

<改定後>

口腔連携強化加算 50単位/回(新設)

※1月に1回を限度

予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービス

同一建物減算

○事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

<現行>

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する 建物に居住する者
②10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）



<改定後>

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する 建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15%減算（新設）	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
④12%減算（新設）	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

総合事業の報酬改定

- 詳細については、本市ホームページ内
(事業者向け)介護予防・日常生活支援総合事業について
に掲載する予定です。

市ホームページ 事業者向け情報 → 介護保険サービス事業者関連情報 →
→ 介護保険サービス事業者に関する手続き・申請 → (事業者向け)介護予防・日常生活支援総合事業について



または市のトップページから
18014213 で検索

(事業者向け) 介護予防・日常生活支援総合事業について

更新日: 2020年4月1日 ページ番号: 18014213 [ツイート](#)

目次

▼ 説明会資料	▼ Q&A	▼ 事業所検索
▼ 各サービスの手続き	▼ 運営規程等の雛形	▼ マスタ・サービスコード表
▼ 手引き	▼ 通知	▼ 要綱・要領

介護保険サービス事業者に関する手続き・申請

> 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等受診支援事業(介護保険サービス事業者)

> 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業(介護保険サービス事業所)

> 新型コロナ
に
係
る
介
護
予
防
・
日
常
生
活
支
援
事
業



【重要】

報酬改定に伴うサービスコードの変更

- 令和6年4月利用分から、報酬改定後の新たなサービスコードにより請求を行ってください。
- 報酬改定後の新たなサービスコード表及びサービスコードマスタは、4月中に本市ホームページ(ページ番号: 18014213)に公開予定としています。ダウンロードして使用してください。

市ホームページ 事業者向け情報 → 介護保険サービス事業者関連情報 →
→ 介護保険サービス事業者に関する手続き・申請 →
→ (事業者向け)介護予防・日常生活支援総合事業について

報酬改定に伴う変更届について

○運営規程の記載について

令和6年度報酬改定に伴う事項において、運営規定の変更が生じた場合は、本市への変更の届出は不要です。

ただし、営業時間の変更など、変更届の添付書類に運営規程を要する届出がある場合は、新しい運営規程を添付し、届け出てください。

改正に伴う加算届出の提出について



音声読み上げ・文字拡大 Multilingual やさしいにほんご

よくあるご質問

西宮市総合コールセンター
0798-36-5000



検索

くらし・手続き | 子育て・教育 | 交通・環境・まちづくり | 健康・福祉 | 文化・スポーツ・観光 | 市政情報 | **事業者向け情報**

今後、令和6年度介護保険制度改正に伴う届出に必要な様式等を掲載しますので、必ずご覧ください。
4月算定分は、提出期限は4月15日(月)必着です。

事業者向け情報から
介護保険サービス事業者関連情報
>介護保険サービス事業者に関する手続き・申請>「介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書の提出について」

甲東公民館敷地内の「甲東梅林」

キーワード検索

ページ番号検索

または市のトップページから
45069250 で検索

問い合わせ先

要介護認定 事業対象者の特定 サービス計画届出書	高齢介護課 (0798-35-3133・3348)
給付管理	高齢介護課 (0798-35-3048)
事業者指定・加算や減算の届出	法人指導課 (0798-35-3152)
事業者指導	法人指導課 (0798-35-3082)
介護予防・生活支援員養成研修	福祉のまちづくり課 (0798-35-3135)